

高校等で学び直す者に対する修学支援

令和8年度予算額（案）

6億円

（前年度予算額）

5億円



背景説明

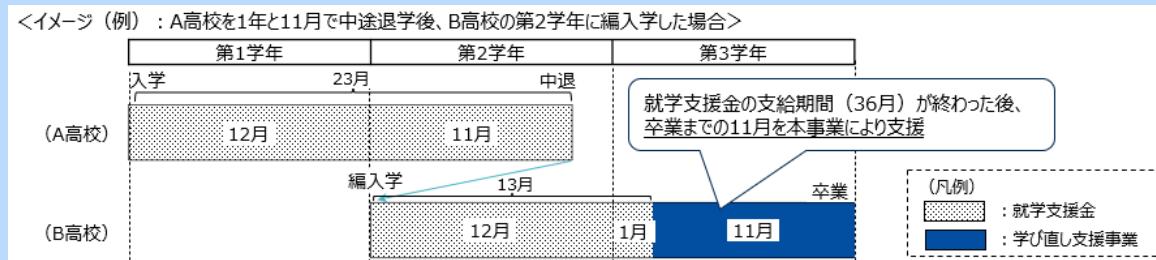
○家庭の経済状況にかかわらず、高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○都道府県が行う高校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～【新制度】令和8年度～）

- ◆ 高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間後も、卒業までの最長12月（定時制・通信制は最長24月）、継続して授業料に係る支援金を支給。また、国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、これまでの10／10国負担から1／4の都道府県負担を導入。



①就学支援金新制度対象者 (日本国籍・特別永住者等)

- ◆ 所得制限なし
- ◆ 337,200円／年を上限として支給

②就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（R8.4以降に新たに学び直し支援を受ける者（留学生除く））

- ◆ 年収910万円未満世帯の生徒等を対象に、118,800円／年を上限として支給
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等を対象に、297,000円／年を上限として支給

③就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（R8.3末に学び直し支援を受けていた者（留学生含む））

- ◆ 世帯年収に関わらず、118,800円／年を上限として支給
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等を対象に、297,000円／年を上限として支給

※主として定時制・通信制高校の学び直し支援2年目を想定。

対象 校種

- ① 就学支援金新制度対象校
- ②・③ 旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）

対象者

- ①については就学支援金新制度対象者、②・③については就学支援金新制度の対象外となる者

※いずれも高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者で就学支援金の在学期間の要件以外の受給資格を有する者

実施 主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

負担 割合

公・私立高校等：国3／4、都道府県1／4
国立高校等：国10／10

（担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム）